

平成30年第3回市議会(定例会)

付議案件綴及び同説明資料綴

(その9)

堺市

目 次

		頁
議案第 99 号	堺市職員及び組織の活性化に関する条例等の一部を改正する条例	3
議案第 100 号	堺茶の湯まちづくり条例	7
議案第 101 号	堺市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	11
議案第 102 号	堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例	13
議案第 103 号	堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	15
議案第 104 号	堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例	19
議案第 105 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	25
議案第 106 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第 107 号	堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	29
議案第 108 号	堺市監査委員条例の一部を改正する条例	31
議案第 109 号	工事請負契約の締結について [大浜高架橋 (P12-P17工区) 耐震対策ほか工事]	33
議案第 110 号	工事請負契約の締結について [大浜高架橋 (Cランプ、P17-P22工区) 耐震対策工事]	37
議案第 111 号	工事請負契約の締結について [百舌鳥小学校校舎改築工事]	41
議案第 112 号	工事請負契約の締結について [原山ひかり小学校再編整備工事]	45
議案第 113 号	市道路線の認定について	49
報告第 16 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	59
報告第 17 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	63

平成 30 年第 3 回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成 30 年 8 月 27 日

堺市長 竹山修身

- 議案第 99 号 堺市職員及び組織の活性化に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 100 号 堺茶の湯まちづくり条例
- 議案第 101 号 堺市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 102 号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 103 号 堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 104 号 堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例
- 議案第 105 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 106 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 107 号 堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 108 号 堺市監査委員条例の一部を改正する条例
- 議案第 109 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 110 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 111 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 112 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 113 号 市道路線の認定について
- 報告第 16 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 17 号 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の報告について

堺市職員及び組織の活性化に関する条例等の 一部を改正する条例

(堺市職員及び組織の活性化に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例(平成24年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「勤勉手当」を「給与」に改める。

第29条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第30条第2項第1号中「の規定による」を「に規定する」に改める。

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「この」を「以下この」に改める。

第12条第1項中「以下」を削る。

第13条中「以下「復職等の日」」を「以下この条において「復職等の日」」に改める。

第23条第2項中「第24条において」を「以下」に改める。

附則に次の1項を加える。

(管理職員の昇給に関する特例)

34 管理職員に係る第6条の規定の適用については、当分の間、同条第3項中「勤務成績」とあるのは「勤務の状況及び同日前の市長が定める期間に係るその者の人事評価の結果(次項及び第5項においてこれらを「勤務成績」という。)」と、同条第4項中「同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した」とあるのは「勤務成績が良好である」と、同条第5項中「前2項」とあるのは「前項」と、「職員については」とあるのは「職員の昇給については」と、「当該年度の末日以後において昇給させることができない」とあるのは「その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする」とする。

(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)の一部を次

のように改正する。

第 22 条第 2 項中「次条第 2 項第 1 号において」を「以下」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(管理職員等の昇給に関する特例)

- 6 管理職員及び教育職員(特定教育職員を除く。)に係る第 5 条の規定の適用については、当分の間、同条第 4 項中「勤務成績」とあるのは「勤務の状況及びその者の同日前における直近の人事評価の結果(次項及び第 6 項においてこれらを「勤務成績」という。)」と、同条第 5 項中「同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した」とあるのは「勤務成績が良好である」と、同条第 6 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、「職員については」とあるのは「職員の昇給については」と、「当該年度の末日以後において昇給させることができない」とあるのは「その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする」とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定(堺市職員及び組織の活性化に関する条例第 29 条及び第 30 条の改正規定に限る。)及び第 2 条の規定(堺市職員の給与に関する条例第 8 条、第 12 条及び第 13 条の改正規定に限る。) 公布の日
- (2) 第 2 条の規定(前号に規定する改正規定を除く。) 平成 32 年 1 月 1 日
- (3) 第 3 条の規定 平成 33 年 1 月 1 日

堺市職員及び組織の活性化に関する条例等の 一部改正について

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正により、人事評価の結果を給与その他の人事管理の基礎として活用することとなったことを踏まえ、本市においても、管理職員等を対象として人事評価の昇給への活用を試行的に実施するため、次に掲げる条例について所要の改正等を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

- (1) 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成 24 年条例第 30 号）
- (2) 堺市職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 6 号）
- (3) 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成 28 年条例第 49 号）

2 施行期日

平成 30 年 10 月 1 日から施行するものであること。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであること。

- (1) 第 1 条の規定（堺市職員及び組織の活性化に関する条例第 29 条及び第 30 条の改正規定に限る。）及び第 2 条の規定（堺市職員の給与に関する条例第 8 条、第 12 条及び第 13 条の改正規定に限る。） 公布の日
- (2) 第 2 条の規定（前号に規定する改正規定を除く。） 平成 32 年 1 月 1 日
- (3) 第 3 条の規定 平成 33 年 1 月 1 日

堺茶の湯まちづくり条例

堺は、中世、世界に開かれた貿易都市として発展を遂げるとともに、町衆が治める自由・自治都市として繁栄し、進取の気風に満ちあふれていた。その中で、今井宗久、津田宗及、千利休等の多くの優れた茶人が生まれ、なかでも千利休は、わび茶を大成し、茶の湯に大きな足跡を残した。また、当時の茶道具が堺環濠都市遺跡の各所で数多く発掘されていることから、豪商など一部の者に限らず、広く茶の湯を楽しむ文化が根付いていたといえる。

茶の湯は、美術、工芸、書画、生花、料理、菓子等の幅広い分野にわたるものであり、世界に誇るべき日本の文化として連綿と息づいている。

堺では、現代においても、市民、事業者等によって様々な茶会が催されるなど、茶の湯を楽しむ文化が受け継がれている。私たちは、これからも、茶の湯を楽しむ文化が大切に育まれてきた堺を誇りに思うとともに、これを次世代に引き継いでいかなければならない。

ここに、茶の湯の文化が息づくまちをめざすことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等及び事業者が連携及び協力をし、本市において茶の湯の文化を振興することにより、市民の豊かな心の醸成及び都市魅力の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市の区域内（以下この条において「市内」という。）に居住し、又は市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
- (3) 茶の湯の文化 茶の湯において重んじられている、互いを敬い、思いやりの心を持ち、ふれあいの時間及び空間を大切にすることをいう。

(市の役割)

第3条 市は、文化、教育、観光、産業等において、茶の湯の文化の振興に係る施策を実施

するものとする。

(市民等の協力)

第4条 市民等は、市が実施する茶の湯の文化の振興に係る施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第5条 事業者は、市が実施する茶の湯の文化の振興に係る施策に協力するよう努めるとともに、自ら茶の湯の文化の振興に努めるものとする。

(連携及び協力)

第6条 市、市民等及び事業者は、連携及び協力をし、茶の湯の文化を生かしたまちづくりの推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

堺茶の湯まちづくり条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

堺では、中世、世界に開かれた貿易都市として発展を遂げるとともに、町衆が治める自由・自治都市として繁栄し、進取の気風に満ちあふれていた。その中で、多くの優れた茶人が生まれるとともに、広く茶の湯が楽しまれ、現代においても、茶の湯を楽しむ文化が受け継がれている。

こうした歴史を踏まえ、市、市民等及び事業者が連携及び協力して、茶の湯の文化を生かしたまちづくりの推進に努め、市民の豊かな心の醸成及び都市魅力の向上を目的として、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 市の役割に関する事項
- (2) 市民等の協力に関する事項
- (3) 事業者の協力に関する事項
- (4) 連携及び協力に関する事項

2 施行期日

平成 30 年 10 月 1 日から施行するものであること。

堺市重度障害者医療費助成条例の一部を 改正する条例

堺市重度障害者医療費助成条例（昭和 48 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 2 条の 2 第 2 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。

堺市重度障害者医療費助成条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

所得税法(昭和40年法律第33号)の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日等

公布の日から施行し、この条例による改正後の所得制限に係る規定は、平成30年1月1日から適用するものであること。

堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を 改正する条例

堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和 55 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第 4 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 5 条第 2 項中「の属する月の初日」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の堺市ひとり親家庭医療費助成条例（次項において「新条例」という。）第 2 条の 2 第 1 項第 1 号の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの期間に係る新条例第 2 条の 2 第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に規定する控除対象配偶者」とする。

堺市ひとり親家庭医療費助成条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日等

公布の日から施行し、この条例による改正後の所得の制限に係る規定は、平成 30 年 1 月 1 日から適用するものであること。

堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改める。

第5条ただし書中「保護者」の次に「(当該対象者が婚姻により成年に達したものとみなされる者(以下「成年擬制対象者」という。)である場合については、当該対象者。次条において同じ。)」を加える。

第6条ただし書中「前条第1項ただし書」を「前条ただし書」に改める。

第11条を次のように改める。

(届出義務)

第11条 受給者の保護者(当該受給者が成年擬制対象者である場合については、当該受給者。第14条及び第15条において同じ。)は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、当該受給者の保護者(当該受給者が成年擬制対象者である場合については、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者)は、速やかに市長に届け出なければならない。

第13条中「保護者」の次に「(当該適用を受けようとする者が成年擬制対象者である場合については、当該適用を受けようとする者)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の堺市子ども医療費助成条例(次項において「新条例」という。)の規定は、施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第6条、第7条、第11条、第13条及び第14条の規定による申請等に必要な手続その他の行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則（施行期日）

この条例は、昭和三十一年四月一日（即ち昭和三十一年四月一日）から施行する。但し、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式は、この条例の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める期間、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式を、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式とすることができる。

この条例は、昭和三十一年四月一日（即ち昭和三十一年四月一日）から施行する。但し、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式は、この条例の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める期間、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式を、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式とすることができる。

この条例は、昭和三十一年四月一日（即ち昭和三十一年四月一日）から施行する。但し、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式は、この条例の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める期間、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式を、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式とすることができる。

この条例は、昭和三十一年四月一日（即ち昭和三十一年四月一日）から施行する。但し、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式は、この条例の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める期間、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式を、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式とすることができる。

この条例は、昭和三十一年四月一日（即ち昭和三十一年四月一日）から施行する。但し、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式は、この条例の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める期間、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式を、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式とすることができる。

この条例は、昭和三十一年四月一日（即ち昭和三十一年四月一日）から施行する。但し、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式は、この条例の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める期間、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式を、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式とすることができる。

この条例は、昭和三十一年四月一日（即ち昭和三十一年四月一日）から施行する。但し、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式は、この条例の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める期間、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式を、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式とすることができる。

この条例は、昭和三十一年四月一日（即ち昭和三十一年四月一日）から施行する。但し、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式は、この条例の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める期間、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式を、この条例の規定による申請等に必要となる書類の様式とすることができる。

堺市子ども医療費助成条例の一部改正について

1 改正の趣旨

子どもに係る医療費の一部の助成について、子どもの健康の更なる保持増進及び子育てに係る経済的負担の更なる軽減を図るため、助成の対象となる者の範囲を拡大することとし、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケア システムの推進に関する条例

可能な限り住み慣れた地域で、高齢者が尊厳をもって人生の最期まで自分らしく暮らし続けるためには、社会保障制度はもとより、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進が必要である。

地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等の協働によるまちづくりであり、地域の特性に応じてつくり上げていくものである。

私達一人ひとりが支え合いながら、「安心ですやかに、いきいきと暮らせるまち堺」を実現し、これを世代を超えて受け継ぎ、いつまでも安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、ここに地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進について、共に力を合わせて取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進（以下「地域包括ケアシステムの推進」という。）に関する基本理念を定め、市の責務並びに医療介護等関係者及び市民等の役割を明らかにするとともに、地域包括ケアシステムに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を効果的に推進し、もって高齢になり何らかの支援が必要となった時も、自分らしく、住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令等において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域包括ケアシステム 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 医療介護等関係者 医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援の各分野に関わる事業者、従事者等をいう。

- (3) 市民等 本市の区域内（以下この号において「市内」という。）に住所を有する者及び市内に存する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者をいう。
- (4) 介護予防 要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。
- (5) 自助 自分らしい生活を続けていくため、自らのできる範囲で、健康づくり、介護予防等に自ら取り組むことをいう。
- (6) 互助 自助だけでは自分らしい生活を続けていくことが困難な場合において、家族又は地域の支え合い等によりお互いが助け合うことをいう。
- (7) 共助 介護保険その他の社会保険の制度を始め、その仕組みが組織化され、及び制度化された地域の助け合い活動等により、共に助け合うことをいう。
- (8) 公助 自助、互助及び共助では支えきれない部分を、税による社会保障等により行政において補完することをいう。
- (9) 自立支援 自らの意思に基づき、自分らしく、自立した質の高い生活を送ることができるよう支援することをいう。
- (10) 地域づくり 市民等が共に支え合い、助け合い、及び気遣い合って誰もが安心して快適に暮らしていける地域をつくるための活動をいう。

（基本理念）

第3条 地域包括ケアシステムの推進に当たっては、法の趣旨に基づき、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持及び自立支援を基本とすべきものであること。
- (2) 地域包括ケアシステムは、市民等で支え合う持続可能な本市の介護保険制度の構築に資するもので、地域の自主性及び主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくべきものであること。
- (3) 地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等が、それぞれの役割を理解し、協働して構築及び深化・推進をしていくべきものであること。
- (4) 地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等が、自助、互助、共助及び公助の考え方にに基づき、適切な役割分担の下に行うべきものであること。
- (5) 市民等は、支える側と支えられる側とが固定されたものではなく、個々の状態に応じて、それぞれが役割を持ち、相互に支え合うべきものであること。

（市の責務）

第4条 市は、地域包括ケアシステムの推進に関する施策（以下「ケアシステム推進施策」

という。)に係る総合的な計画を策定し、効果的に実施するものとする。

- 2 市は、ケアシステム推進施策を実施するに当たり、医療介護等関係者及び市民等と相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。
- 3 市は、自助、互助、共助及び公助の考え方における市の役割を踏まえ、地域づくりを促進するため、必要な支援を行うものとする。
- 4 本市の行政に携わる者は、この条例の基本理念を理解し、尊重した上で行動しなければならない。

(医療介護等関係者の役割)

第5条 医療介護等関係者は、その属する医療機関、事業所等において地域包括ケアシステムの推進に向けた同一の目標を共有し、積極的に地域づくりに貢献するよう努めなければならない。

- 2 医療介護等関係者は、介護予防及び自立支援について効果的に実施するため、それぞれの役割を十分認識した上で、必要な情報の共有を図るとともに、医療、介護その他高齢者の自立した日常生活の支援に関わる分野における連携を図るよう努めなければならない。
- 3 医療介護等関係者は、市が実施するケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、いつまでも自分らしく暮らし続けることができるよう、介護予防及び健康の保持増進に努めるものとする。

- 2 市民等は、住み慣れた地域においてのみならず、社会の各分野においても、地域包括ケアシステムの推進に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、一人ひとりが自らのこととして、主体的に地域づくりに取り組むよう努めるものとする。
- 4 市民等は、市が実施するケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(学びの場の提供及び啓発活動)

第7条 市は、市民等のあらゆる世代に対し、地域包括ケアシステムを理解するため、次に掲げる事項に関する学びの場の提供に努めるものとする。

- (1) 高齢者の尊厳の確保の重要性に関する事項
- (2) 互いに支え合うことの重要性に関する事項
- (3) 自助、互助、共助及び公助に係る考え方に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムに関する事項

2 市は、次に掲げる事項について医療介護等関係者及び市民等に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するものとする。

- (1) 地域包括ケアシステムの趣旨、目的、必要性等に関する事項
- (2) 介護予防及び自立支援に係る考え方に関する事項
- (3) 介護予防の重要性及び方法に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムを推進するために必要な事項
(情報の収集、発信等)

第8条 市は、地域づくりにおける具体的な事例その他の地域包括ケアシステムに関する様々な情報を収集し、医療介護等関係者及び市民等に発信するとともに、これらの者の交流の場の創出等に関する支援に努めるものとする。

(施策の見直し)

第9条 市は、ケアシステム推進施策の実施状況並びに医療介護等関係者及び市民等との適切な役割分担を踏まえた上で、ケアシステム推進施策の在り方について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、ケアシステム推進施策を計画的かつ効果的に実施するために必要となる財政上の措置については、自助、互助、共助及び公助の考え方における市の役割を踏まえ、適切に講ずるよう努めるものとする。

(堺市地域包括ケアシステム審議会)

第11条 地域包括ケアシステムに関する事項について調査審議するため、堺市地域包括ケアシステム審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) ケアシステム推進施策の進捗管理に関する事項
- (2) ケアシステム推進施策の検証及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの推進に関する重要事項

3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第12条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第14条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第16条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第17条 審議会は、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 前3条の規定は、分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会会長」と、「副会長」とあるのは「あらかじめ分科会会長が指名する委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第11条から第17条までの規定は、平成30年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議の招集は、第15条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケア システムの推進に関する条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに医療介護等関係者及び市民等の役割を明らかにするとともに、地域包括ケアシステムに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を効果的に推進し、もって高齢になり何らかの支援が必要となった時も、自分らしく、住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができる地域社会の実現に資することを目的として、本条例を制定するものであること。

- (1) 基本理念に関する事項
- (2) 市の責務並びに医療介護等関係者及び市民等の役割に関する事項
- (3) 学びの場の提供及び啓発活動に関する事項
- (4) 情報の収集、発信等に関する事項
- (5) 施策の見直しに関する事項
- (6) 財政上の措置に関する事項
- (7) 堺市地域包括ケアシステム審議会に関する事項

2 施行期日

平成 30 年 10 月 1 日から施行するものであること。ただし、第 11 条から第 17 条までの規定は、平成 30 年 12 月 1 日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 1 項中第 59 号を第 61 号とし、第 46 号から第 58 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 48 号の前に次の 1 号を加える。

(47) 法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請手数料 1 件 160,000 円

第 33 条第 1 項中第 45 号を第 46 号とし、第 14 号から第 44 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 13 号中「第 43 条第 1 項ただし書」を「第 43 条第 2 項第 2 号」に、「特例建築許可申請手数料」を「特例許可申請手数料」に改め、同号を同項第 14 号とし、同項第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例認定申請手数料 1 件 27,000 円

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）附則第 1 条第 2 号の政令で定める日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、次に掲げる手数料を定めるとともに、規定の整備を行うものであること。

- (1) 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく接道規制の適用除外に係る建築物の敷地と道路との関係の特例認定申請手数料（第 33 条第 1 項第 13 号）
- (2) 法第 85 条第 6 項の規定に基づく国際的規模の競技会等の用に供すること等の理由により 1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設建築物に係る建築許可申請手数料（第 33 条第 1 項第 47 号）

2 施行期日

建築基準法の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号の政令で定める日から施行するものであること。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表の第 2 項の表堺市就学支援委員会の項の次に次のように加える。

堺市立学校園性暴力 防止対策等推進委員 会	堺市立学校園に在籍する幼児、児童及 び生徒に対する性暴力の防止のための 対策等についての審議に関する事務	7人以内	2年
-----------------------------	------------------------------------------------------------	------	----

附 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

堺市立学校園に在籍する幼児、児童及び生徒に対する性暴力の防止のための対策等についての審議を行うため、教育委員会の附属機関として堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 30 年 10 月 1 日から施行するものであること。

堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の 公営に関する条例の一部を改正する条例

堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成 20 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

題名中「堺市長」を「堺市議会議員及び堺市長」に改める。

第 1 条中「市長」を「市議会議員(以下「議員」という。)及び市長」に改める。

第 2 条中「市長」を「議員及び市長」に改める。

第 3 条中「委員会」を「市委員会」に、「委員会に」を「、議員の選挙にあつては当該選挙区の選挙管理委員会を經由して市委員会に、市長の選挙にあつては市委員会に」に改める。

第 4 条及び第 6 条中「委員会」を「市委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の 公営に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の一部改正により、市議会議員の選挙において、候補者が選挙運動のために使用するビラを頒布することができることとされ、及び条例で定めるところにより、当該ビラの作成に係る費用を公費で負担することができることとされたことを踏まえ、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日等

平成 31 年 3 月 1 日から施行し、同日以後その期日が告示される選挙について適用するものであること。

堺市監査委員条例の一部を改正する条例

堺市監査委員条例（昭和 39 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 196 条第 1 項」の次に「及び第 6 項」を加える。

第 3 条中「第 196 条第 5 項」を「第 196 条第 1 項本文及び第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市監査委員条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 大浜高架橋（P 12 - P 17 工区）耐震対策ほか工事
- 2 工事概要 工事延長 L = 170.0 m
支承補強装置工 N = 37 組
橋脚巻立て工 N = 1 基
塗装塗替工 A = 9,490㎡
浚渫工 V = 3,600㎡
捨石撤去工 V = 384㎡
仮締切工 N = 1 か所
仮設工 一式
その他 一式
- 3 契約の相手方 堺市堺区大浜中町 3 丁 7 番 11 号
松尾・泉都・久栄建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社松尾組
代表取締役 松尾 啓一
他の構成員 泉都興業株式会社
代表取締役 関口 謙治
他の構成員 久栄建設株式会社
代表取締役 永山 久
- 4 契約金額 743,040,000 円
うち取引に係る消費税額等 55,040,000 円
- 5 仮契約の日 平成 30 年 7 月 23 日

工事請負契約の締結について

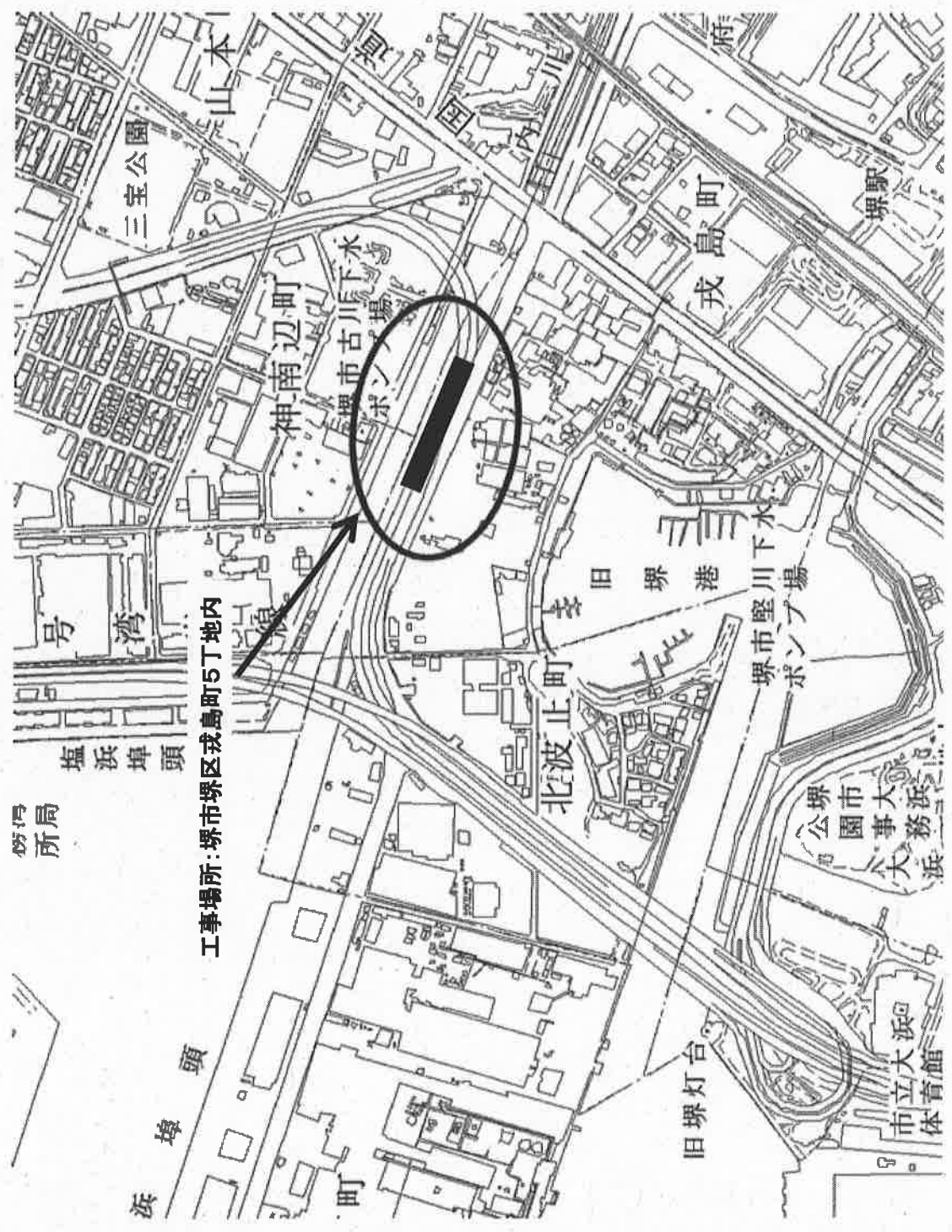
- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
平成31年3月30日まで
- 3 入札執行日時 平成30年6月26日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
松尾・泉都・久栄 建設工事共同企業体		111.5	688,000,000	16.206	落札(低入札価格調 査の結果)
利晃・隆栄・木下 建設工事共同企業体		112.5	730,800,000	15.394	
真柄・日英 建設工事共同企業体			辞退		

(備考) 予定価格 847,810,000 円、調査基準価格 773,545,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の8%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。

大浜高架橋(P12-P17工区)耐震対策ほかに工事



付近見取図

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 大浜高架橋（Cランプ、P 17 - P 22 工区）耐震対策工事
- 2 工事概要 工事延長 L = 274.2 m
支承補強装置工 N = 40 組
落橋防止装置工 N = 17 組
制震装置工 N = 8 組
支承取替工 N = 24 基
橋脚コンクリート巻立て工 N = 1 基
仮設工 一式
その他 一式
- 3 契約の相手方 堺市西区浜寺船尾町西 2 丁 348
木下・利晃・隆栄建設工事共同企業体
代表構成員 木下建設株式会社
代表取締役 木下 剛
他の構成員 利晃建設株式会社
代表取締役 西田 友幸
他の構成員 株式会社隆栄建設
代表取締役 嘉陽 利明
- 4 契約金額 315,424,800 円
うち取引に係る消費税額等 23,364,800 円
- 5 仮契約の日 平成 30 年 7 月 11 日

工事請負契約の締結について

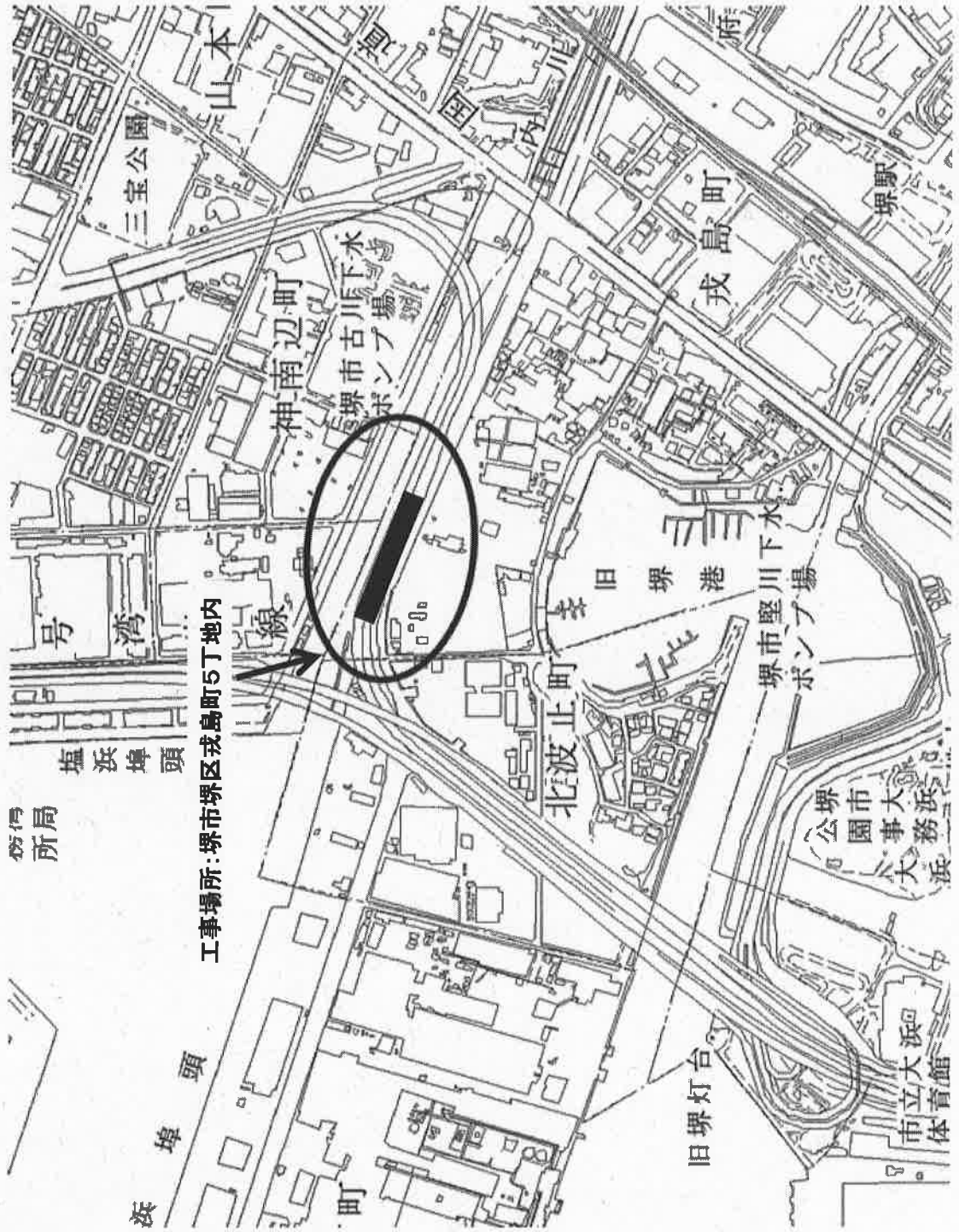
- 1 契約の締結方法 一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
平成31年3月30日まで
- 3 入札執行日時 平成30年6月13日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者	経過	第1回	備考
五大松尾 建設工事共同企業体		292,048,000	低入札価格調査の結果、落札者とし不在
木下利晃・隆栄 建設工事共同企業体		292,060,000	落札（低入札価格調査の結果）
堺土建・ユニオンテック 建設工事共同企業体		329,160,000	
日英・ハナフサ 建設工事共同企業体		329,200,000	
橋本・久栄 建設工事共同企業体		辞退	

(備考) 予定価格 362,786,000 円、調査基準価格 329,126,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の8%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。



付近見取図

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 百舌鳥小学校校舎改築工事
- 2 工事概要 校舎棟改築 鉄筋コンクリート造地上4階建 延べ面積 5,215.71㎡
既設校舎棟改修
屋外附帯
昇降機設備工事
- 3 契約の相手方 堺市西区鳳中町9丁4-26
大森・河村建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社大森工務店
代表取締役 大森 啓介
他の構成員 株式会社河村工務店
代表取締役 河村 厚男
- 4 契約金額 815,378,400円
うち取引に係る消費税額等 60,398,400円
- 5 仮契約の日 平成30年7月31日

工事請負契約の締結について

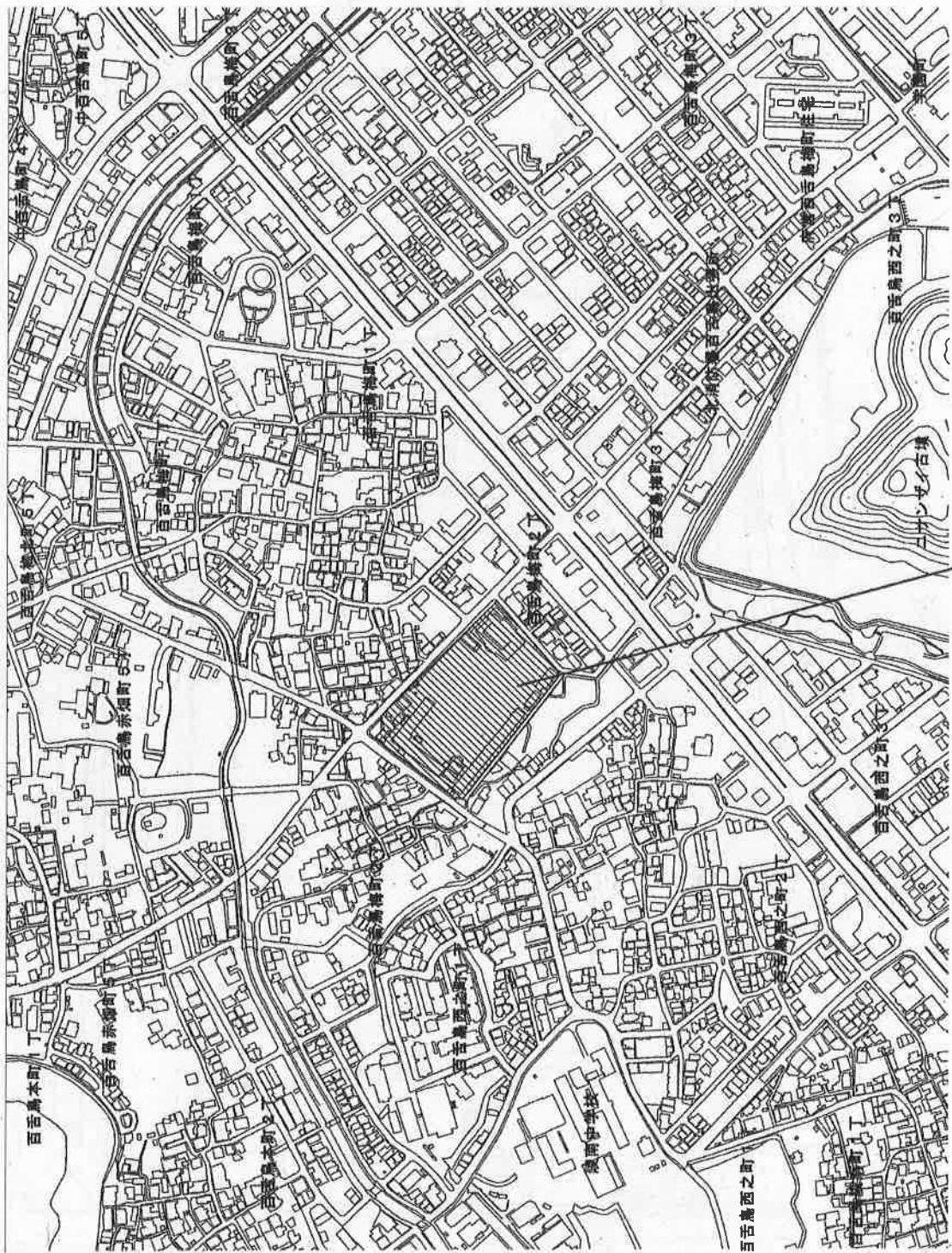
- 1 契約の締結方法 一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
平成 32 年 3 月 16 日まで
- 3 入札執行日時 平成 30 年 7 月 12 日 午前 10 時 30 分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者	経過	第 1 回	備考
大森・河村建設工事共同企業体		754,980,000	落札（低入札価格調査の結果）
道岡・道栄建設工事共同企業体		755,196,000	
株式会社山口工務店		755,280,000	
国誉・日野建設工業建設工事 共同企業体		755,290,000	
木綿麻・源建設工事 共同企業体		756,540,000	
株式会社隆栄建設		765,750,000	
株式会社藤木組		830,000,000	
堺土建株式会社		841,000,000	
大井建設株式会社		辞退	
利晃建設株式会社		辞退	

(備考) 予定価格 912,078,000 円、調査基準価格 841,727,000 円

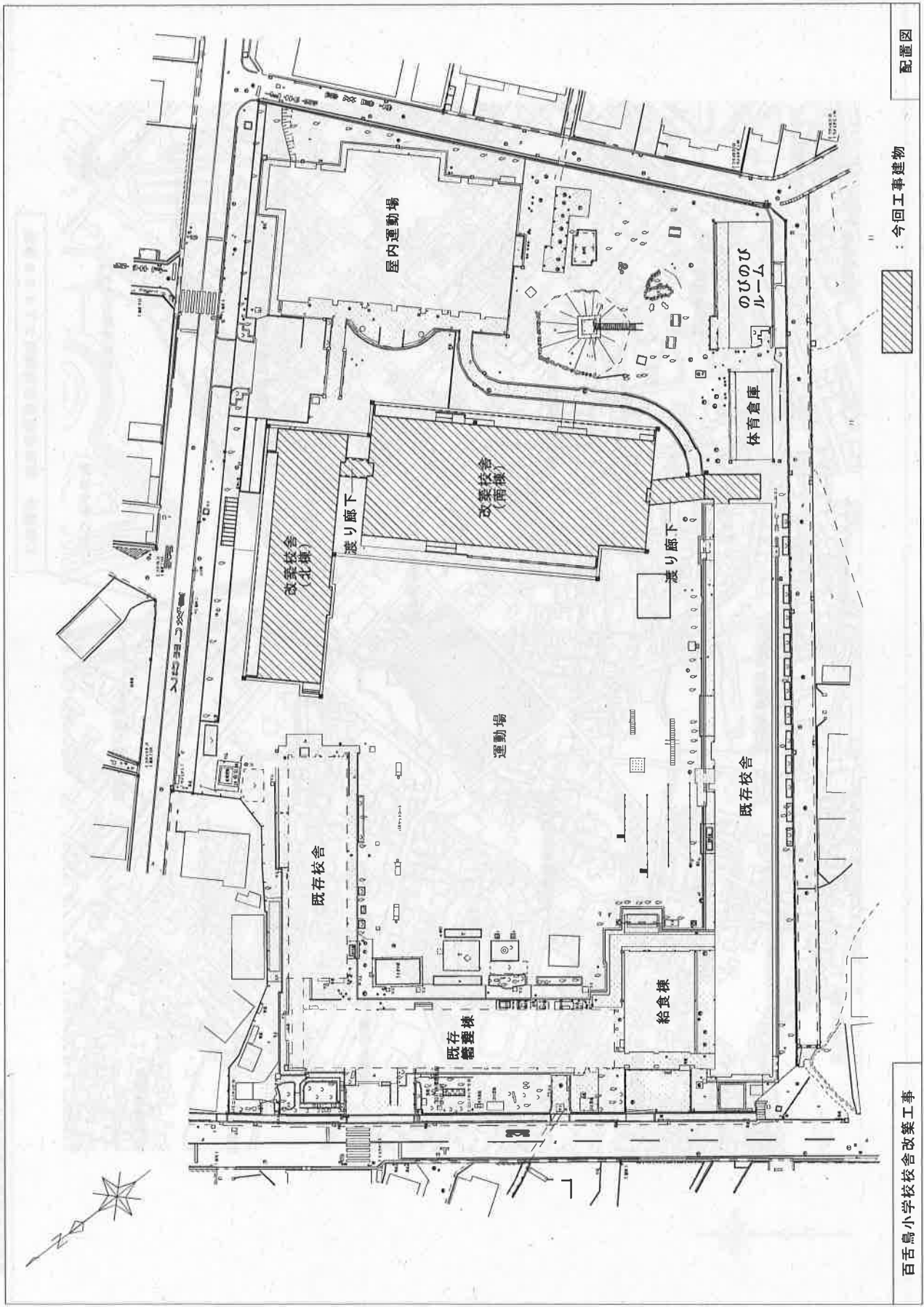
上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 8% に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。



工事場所：堺市北区百舌鳥梅町2丁498番地

付近見取図

百舌鳥小学校校舎改築工事



百舌島小学校校舎改築工事

：今回工事建物

配置図

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 原山ひかり小学校再編整備工事
- 2 工事概要 校舎棟改修 鉄筋コンクリート造地上3階建 延べ面積 6,175.78㎡
屋上防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修ほか
体育館新築 鉄筋コンクリート造地上2階建 延べ面積 1,103.70㎡
給食調理場棟新築 鉄筋コンクリート造地上2階建 延べ面積 470.09㎡
昇降口棟新築 鉄筋コンクリート造地上2階建 延べ面積 427.70㎡
屋内階段新築 鉄筋コンクリート造地上3階建 延べ面積 141.78㎡
昇降機棟新築 プレキャストプレストレストコンクリート造地上3階建
延べ面積 30.33㎡
プール棟新築 鉄筋コンクリート造平屋建 延べ面積 193.08㎡
屋外体育倉庫新築 鉄筋コンクリート造平屋建 延べ面積 87.12㎡
屋外附帯
昇降機設備工事
- 3 契約の相手方 堺市西区宮下町12番1号
堺土建・藤木組建設工事共同企業体
代表構成員 堺土建株式会社
代表取締役 下川 好隆
他の構成員 株式会社藤木組
代表取締役 藤木 幸生
- 4 契約金額 1,799,280,000円
うち取引に係る消費税額等 133,280,000円
- 5 仮契約の日 平成30年7月30日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
平成 32 年 3 月 16 日まで
- 3 入札執行日時 平成 30 年 7 月 12 日 午前 10 時 00 分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

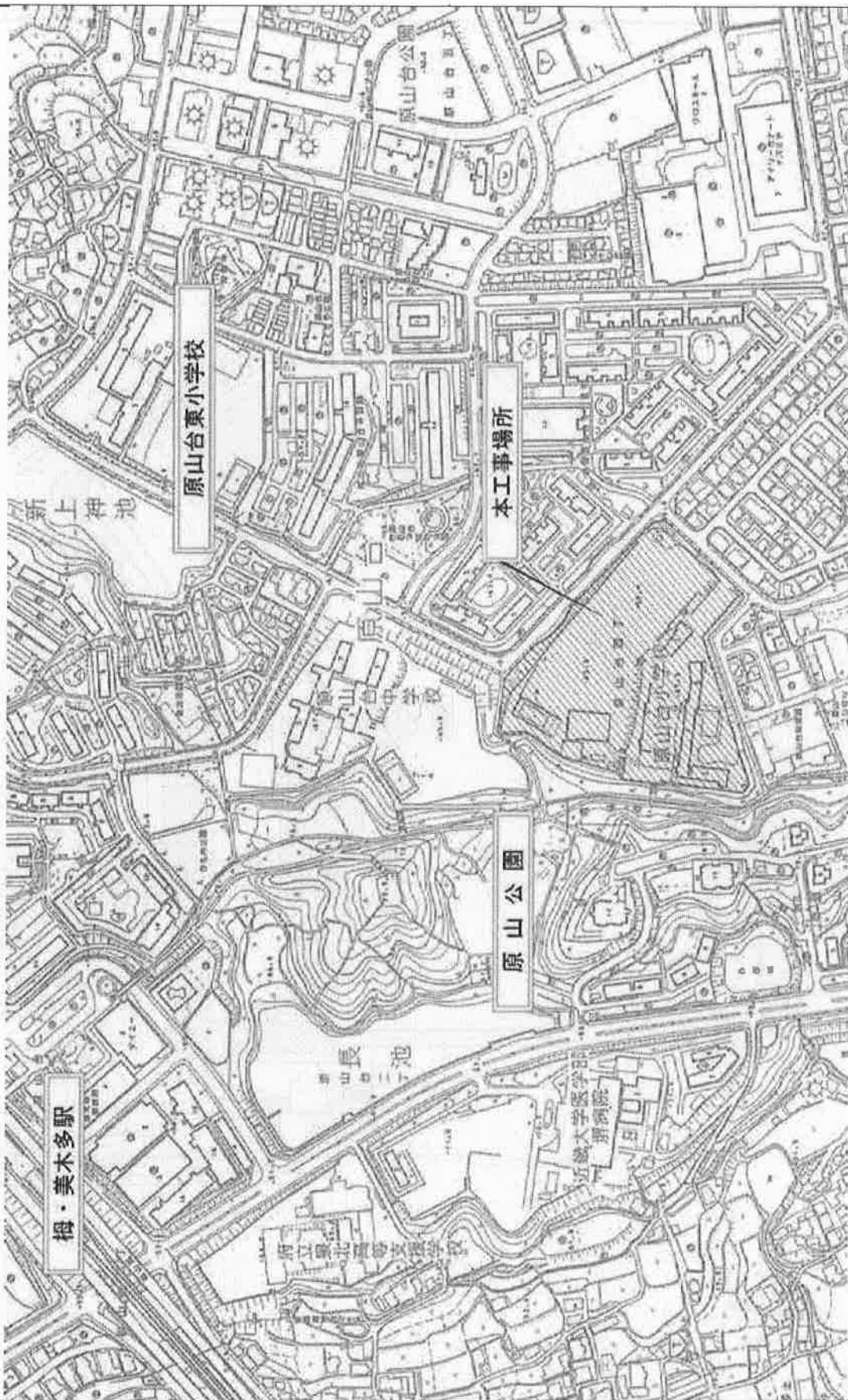
参加者	経過	第 1 回	備考
堺 土 建 ・ 藤 木 組 建 設 工 事 共 同 企 業 体		1,666,000,000	落札 (低入札価格調査の結果)
利 晃 ・ 隆 栄 ・ 大 森 建 設 工 事 共 同 企 業 体		1,679,000,000	

(備考) 予定価格 1,805,289,000 円、調査基準価格 1,675,666,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 8% に相当する額 (消費税額等) を加算した金額が契約金額になる。

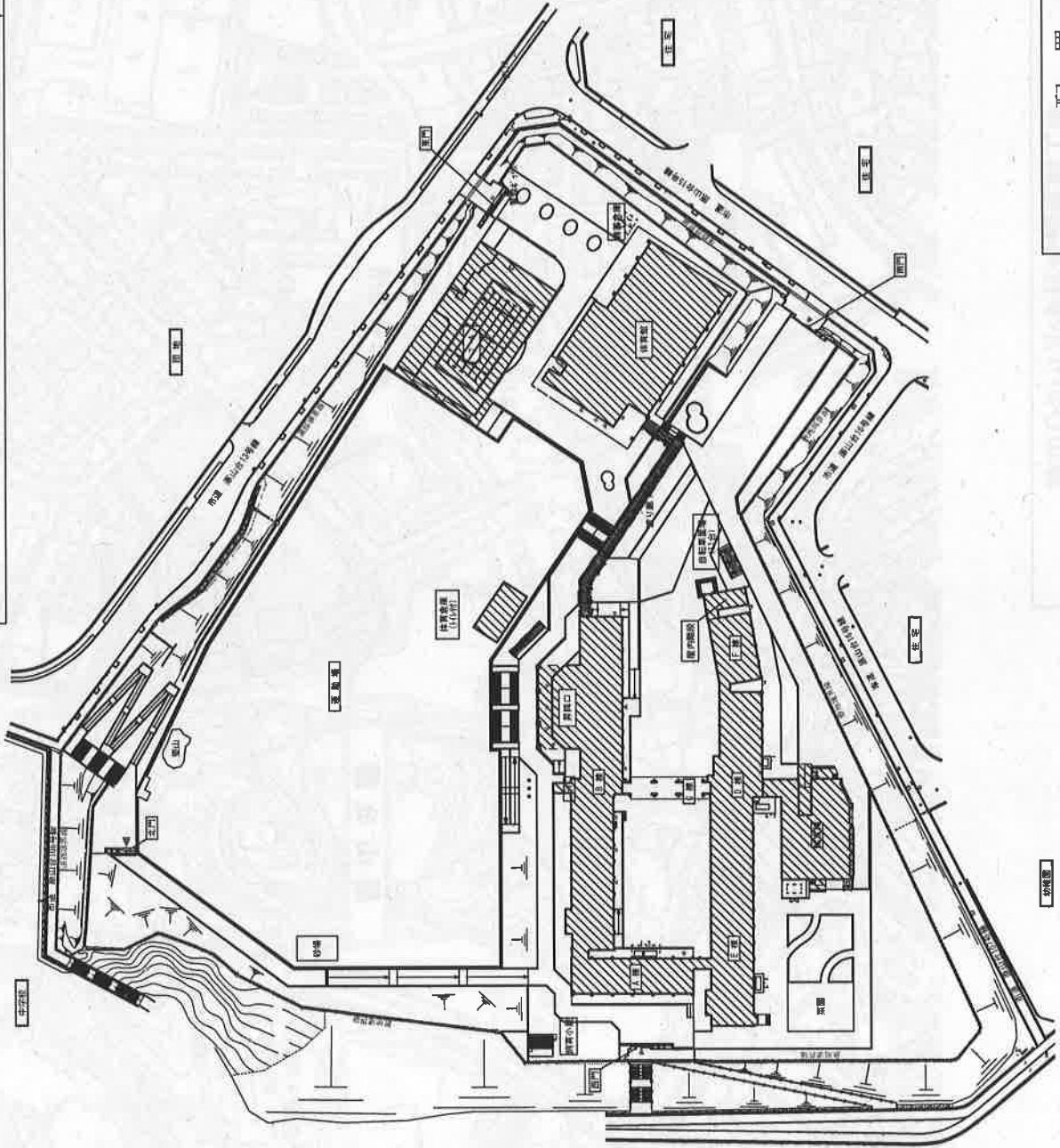
No. 1

原山ひかり小学校再編整備工事



付近見取図

工事場所：堺市南区原山台4丁3番1号



市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

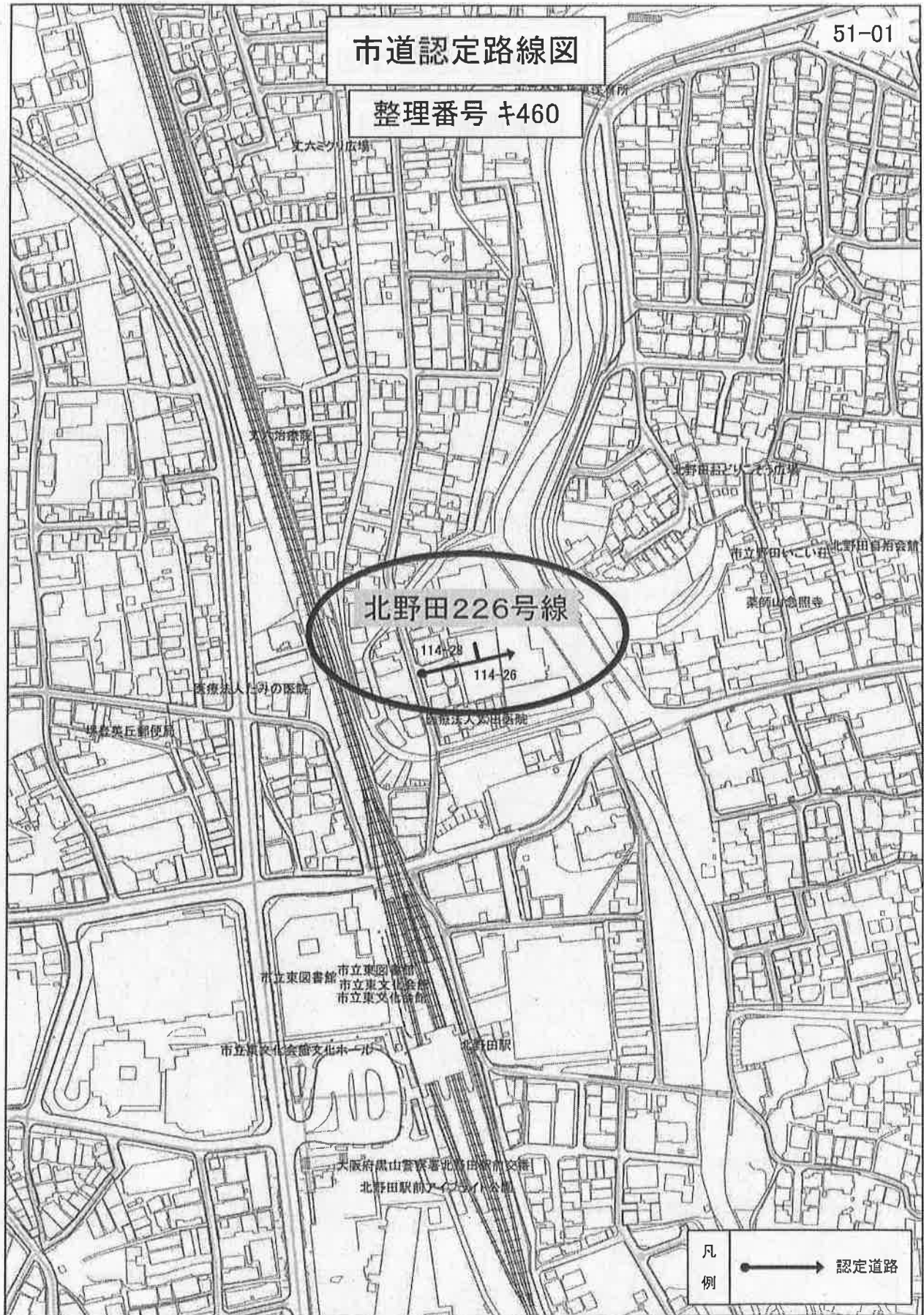
道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付記
キ460	北野田226号線	東区北野田114番28地先 東区北野田114番26地先		開発に伴う寄付
ヒ944	引野66号線	東区引野町1丁120番1地先 東区引野町1丁120番1地先		〃
フ721	鳳南66号線	西区鳳南町4丁390番地先 西区鳳南町4丁391番9地先		〃
7688	深井東24号線	中区深井東町2648番30地先 中区深井東町2546番14地先		都市計画法第 39条による帰属
ノ337	草尾92号線	東区草尾231番7地先 東区草尾227番5地先		〃
ヒ943	日置荘原寺61号線	東区日置荘原寺町461番39地先 東区日置荘原寺町461番35地先		〃
ウ233	上野芝85号線	西区上野芝7丁445番8地先 西区上野芝7丁445番204地先		〃
ミ864	南花田66号線	北区南花田町248番8地先 北区南花田町248番7地先		〃

市道認定路線図

整理番号 ㌵460



北野田226号線

114-28
114-26

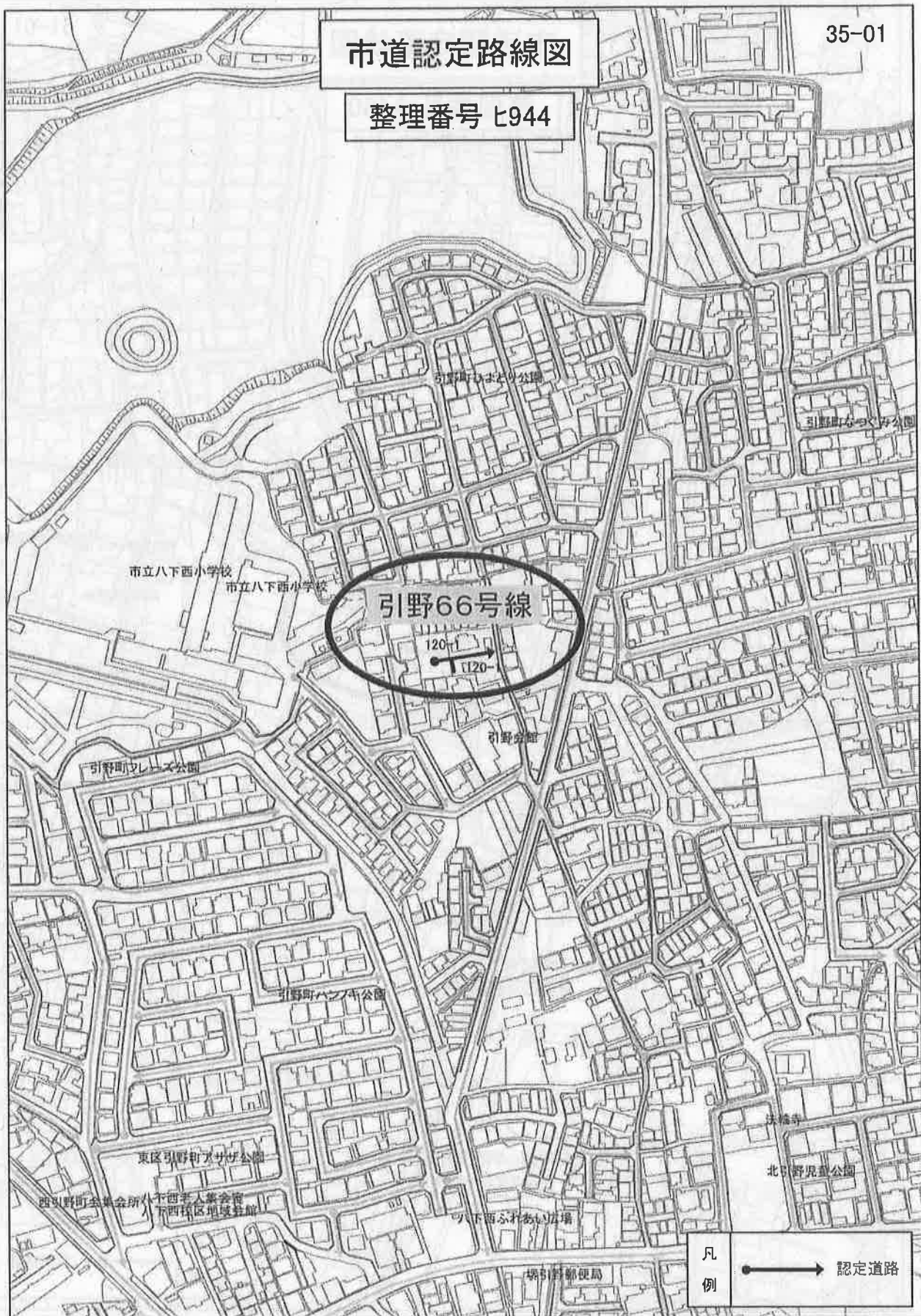
凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

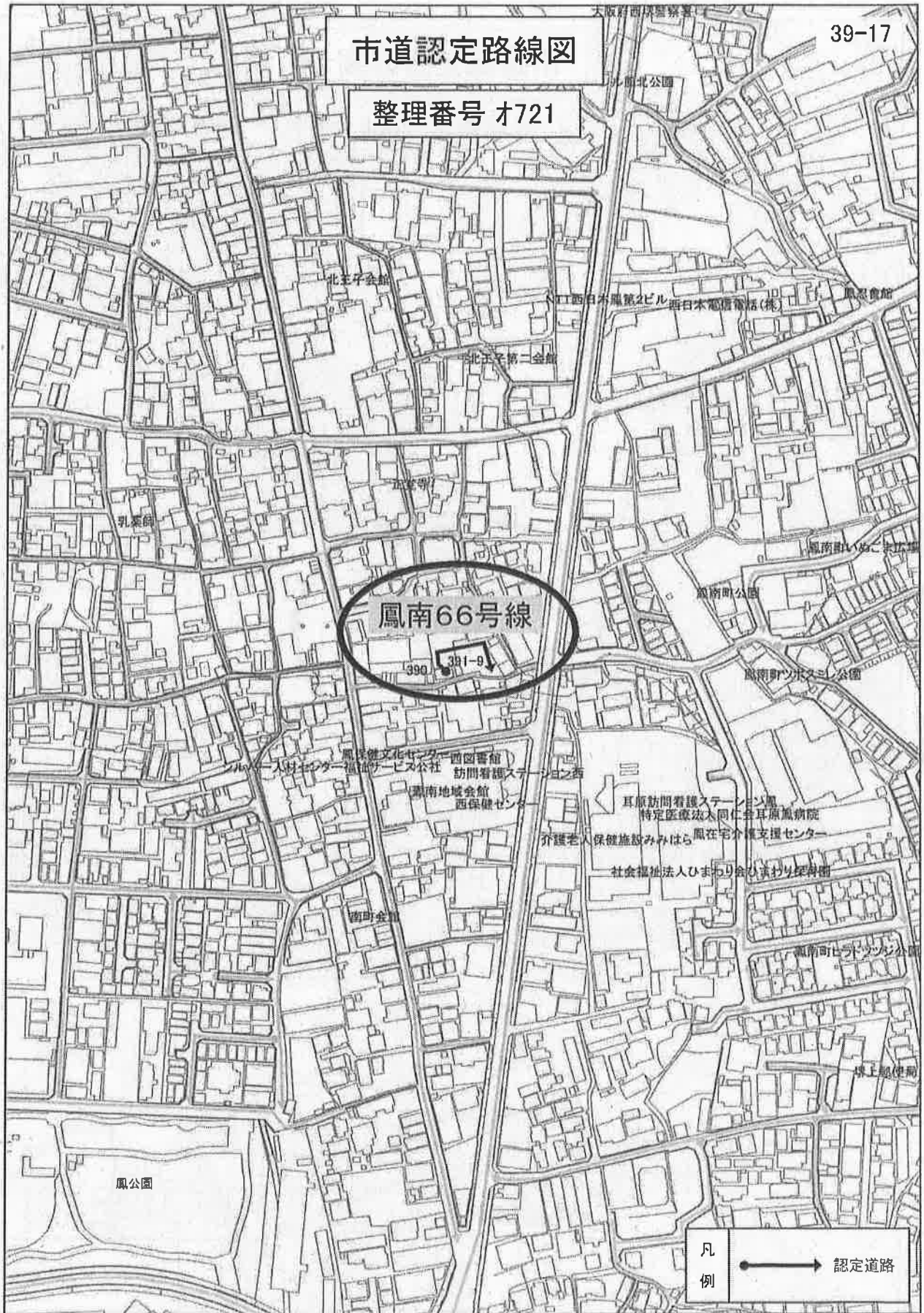
35-01

整理番号 7944



市道認定路線図

整理番号 才721



鳳南66号線

390 381-9

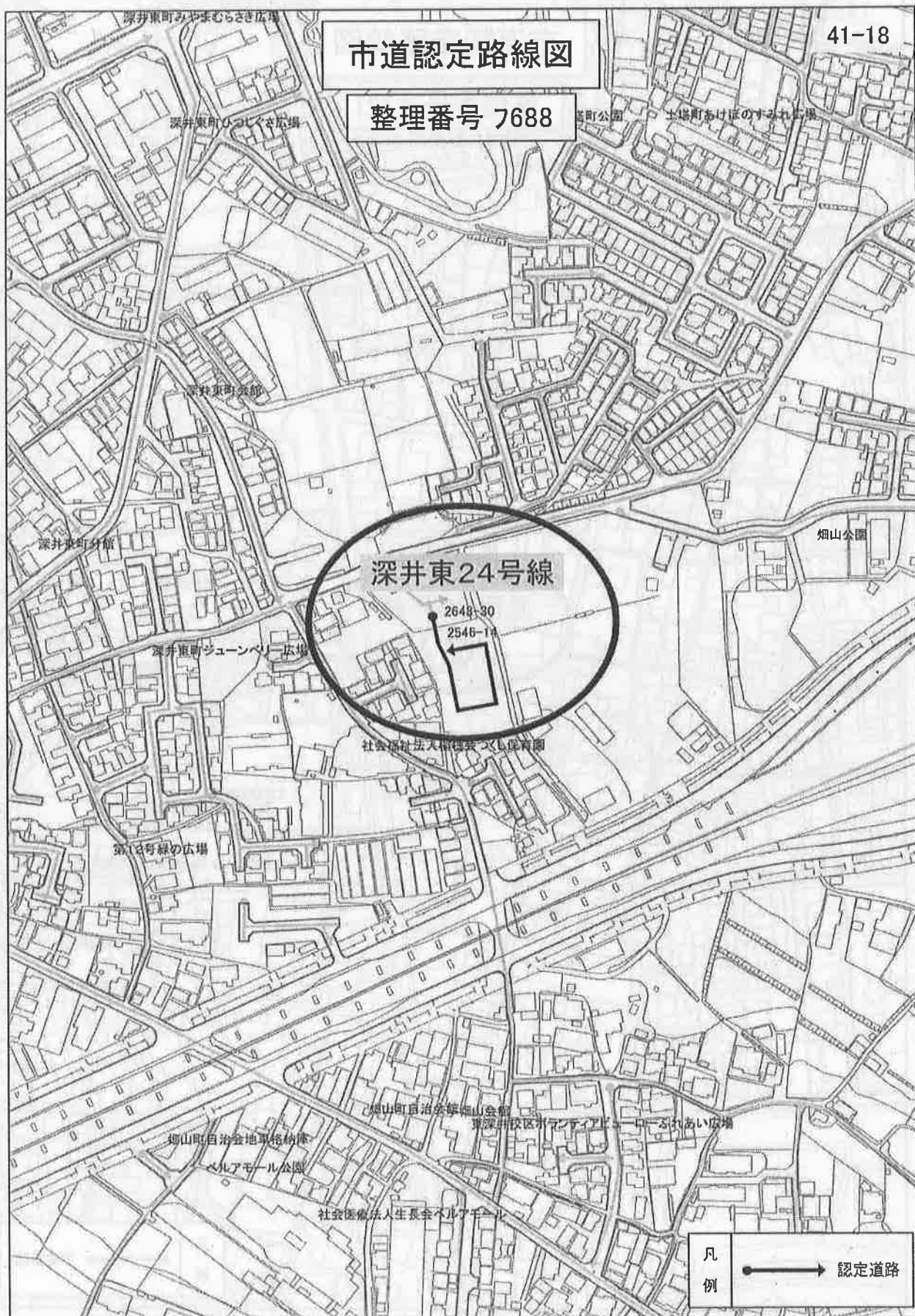
凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

41-18

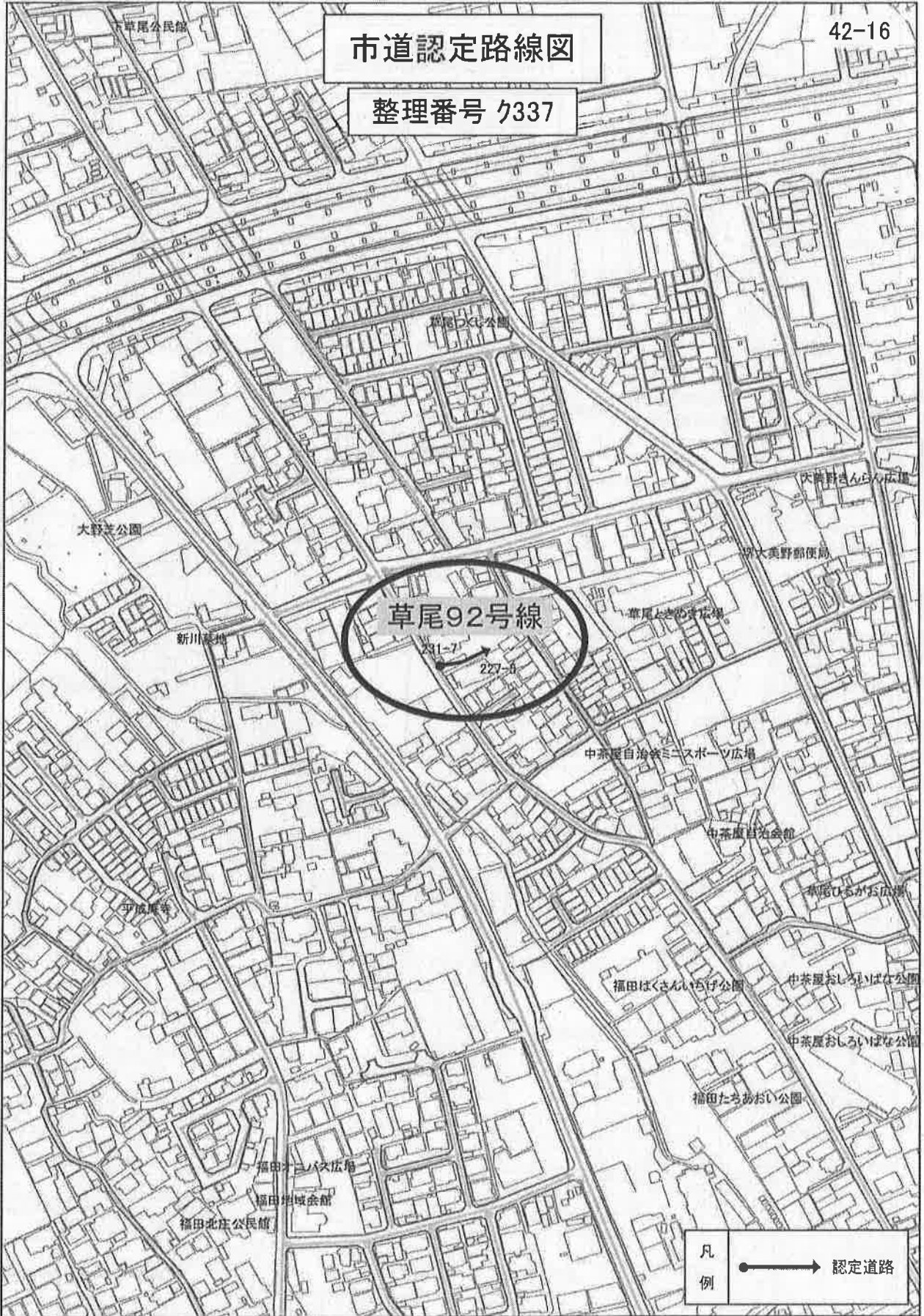
整理番号 7688



市道認定路線図

42-16

整理番号 7337



草尾92号線

231-7
227-8

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

35-25

整理番号 7943

日置荘原寺61号線

461-39

461-35

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

32-04

整理番号 U233

兜塚

上野芝町ちのせ公園

上野芝85号線

445-8

445-204

上野芝町ちのせみれ広場

津久野下水処理場普及促進課分室

凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

19-01

整理番号 3864



南花田66号線

248-8

248-7

蔵前ふれあい広場

大阪府北摂警察署新金剛交番

府営金岡東第4住宅集会所

うさぎ公園

凡例
→ 認定道路

損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 55 号

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 8 月 2 日

堺市長 竹山修身

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

車両事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

1 損害賠償の額 金 6,100,751 円

2 損害賠償の相手方 大阪府堺市北区 * * * * *

* * * * *

損害賠償の額の決定について

平成 29 年 4 月 28 日(金) 午前 9 時 56 分ごろ、堺市堺区一条通 16 番 24 号先路上(一条通交差点内)において、宅地安全課職員が本市車両を運転中、相手方のバイクと接触し、負傷させたもの。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 6,100,751 円で合意に至ったものである。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

専決処分の事項	専決の理由	専決の時期	専決の場所	専決の人員

[根拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(開発調整部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
48	30.7.31	278,520	堺市東区*** *****	*****	平成30年3月29日(木) 午後4時35分ごろ、堺市 堺区一条通13-20地先 において、宅地安全課 職員が本市車両にて交 差点を左折する際、前 方を徐行していた相手 方車両に追突し、相手 方を負傷させたもの。
37	30.6.27	264,891	大阪市北区西天 満3丁目5-33	株 式 会 社 トヨタレンタ リース大阪 代表取締役 津 本 和 信	平成30年3月29日(木) 午後4時35分ごろ、堺市 堺区一条通13-20地先 において、宅地安全課 職員が本市車両にて交 差点を左折する際、前 方を徐行していた相手 方車両に追突し、損傷 させたもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
36	30.6.20	22,346	堺市中区*** *****	*****	平成30年4月2日(月) 午後0時ごろ、堺市西区 津久野町1丁16地先にて、 相手方車両が府道大阪高 石線(新)を走行中、車道 側にはみ出た街路樹と接 触し、相手方車両を損傷 させたもの。

(公園緑地部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
38	30.7.9	40,270	堺市西区*** *****	*****	平成30年5月12日(土) 午前11時20分ごろ、堺 市北区長曾根町1179- 18金岡公園において、 バスケットゴールの ボードが落下し、頭頂 部付近を負傷させたも の。

(教育委員会)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
50	30.7.31	58,795	堺市西区鳳南町 4丁444-1鳳保 健文化センター 3階	公益社団法人 堺市シルバー 人材センター 理事 長彦 井野良彦	平成30年5月26日(土) 午後0時10分ごろ、堺 市西区鳳南町4丁444-1鳳 保健文化センター敷地 内において、西図書館 職員が本市車両を発進 させた際、右隣に駐車 していた相手方車両に 接触し、損傷させたも の。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
39	30.7.26	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営***** *****の住宅 の明渡し並びに住宅 使用料223,200円 及び住宅使用料相 当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	*****
40	30.7.26	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営 ***** の住宅及び駐車場の 明渡し並びに住宅 使用料451,200円、 駐車場使用料42,000 円、住宅及び駐車場 使用料相当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	*****
41	30.7.26	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営***** *****の住宅 の明渡し並びに住宅 使用料289,800円及 び住宅使用料相当損 害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	*****

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営***** *****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金223,200円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営***** *****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料223,200円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営***** *****の住宅及び駐車場の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金451,200円、駐車場使用料 金42,000円並びに入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅及び駐車場使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営***** *****の入居名義人である*****は、住宅及び駐車場使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅使用料451,200円、駐車場使用料42,000円並びに住宅及び駐車場使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営***** *****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金289,800円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営***** *****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納し、一旦は住宅を明渡す意向を示したが現在まで明渡しを行っていない。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料289,800円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

専決 番号	専決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
42	30.7.26	訴えの提起に ついて	堺市中区***** *****堺市営* ***** *の住宅の明渡し 並びに住宅使用料 678,500円及び住宅 使用料相当損害金	堺市中区*** ***** 堺市営***** *****	*****
43	30.7.26	訴えの提起に ついて	堺市東区***** **堺市営***** *****の住 宅の明渡し並びに 住宅使用料299,900 円及び住宅使用料 相当損害金	堺市東区** ***** 堺市営***** *****	*****
44	30.7.26	訴えの提起に ついて	堺市東区***** **堺市営***** *****の住 宅の明渡し並びに 住宅使用料274,000 円及び住宅使用料 相当損害金	堺市東区** ***** 堺市営***** *****	*****
45	30.7.26	訴えの提起に ついて	堺市北区***** ***堺市営** ***** *の住宅の明渡し 並びに住宅使用料 432,400円及び住宅 使用料相当損害金	堺市北区*** ***** 堺市営***** *****	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市中区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 678,500 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市中区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 678,500 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市東区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 299,900 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市東区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 299,900 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市東区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 274,000 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市東区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 274,000 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市北区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 432,400 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市北区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 432,400 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

3 市長の専決事項の指定第5項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
46	30.7.30	大仙西町団地2 棟外建替住宅 建設工事(第1 工区)	堺市西区宮 下町12番 1号	堺土建株式会社 代表取締役 下川好隆	変更前 1,168,560,000円 (消費税額等 86,560,000円) 変更後 1,181,590,200円 (消費税額等 87,525,200円)
52	30.8.1	大仙西町団地2 棟外建替住宅 建設工事(第2 工区)	堺市堺区永 代町5丁1 番10号	株 式 会 社 木 綿 麻 建 設 代 表 取 締 役 中 東 栄	変更前 1,156,248,000円 (消費税額等 85,648,000円) 変更後 1,168,186,320円 (消費税額等 86,532,320円)
51	30.7.31	北清水建替住 宅建設工事	堺市北区新 金岡町5丁6 番503号	株 式 会 社 橋 爪 工 務 店 代 表 取 締 役 新 後 修	変更前 745,364,160円 (消費税額等 55,212,160円) 変更後 749,900,160円 (消費税額等 55,548,160円)

による専決処分

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
<p>13,030,200 円 (消費税額等 965,200 円)</p>	<p>平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額</p>	<p>国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行う。</p> <p>また、工事の完成に先だって工事目的物の指定部分について引渡しを受ける必要があるが、設計図書に引渡し期日の明記がなかったため、設計図書について内容変更を行う。</p>
<p>11,938,320 円 (消費税額等 884,320 円)</p>	<p>平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額</p>	<p>国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行う。</p> <p>また、工事の完成に先だって工事目的物の指定部分について引渡しを受ける必要があるが、設計図書に引渡し期日の明記がなかったため、設計図書について内容変更を行う。</p>
<p>4,536,000 円 (消費税額等 336,000 円)</p>	<p>平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額</p>	<p>国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行うもの。</p>

(道路部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
47	30.7.31	大浜高架橋 (P 22 - P 25 工区) 耐震対 策外工事	堺市堺区竜 神橋町2丁 1番5号	五 大 ・ 松 尾 建 設 工 事 共 同 企 業 体 代 表 構 成 員 株 式 会 社 五 大 コ ー レ ー シ ョ ン 代 表 取 締 役 金 戸 修 藏 他 の 構 成 員 株 式 会 社 松 尾 組 役 代 表 取 締 役 松 尾 啓 一	変更前 481,356,000 円 (消費税額等 35,656,000 円) 変更後 526,966,560 円 (消費税額等 39,034,560 円)

(消防局総務部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
54	30.8.1	(仮称) 堺市 総合防災セン ター敷地造成 外工事	堺市中心区東 山 56 番地 1	日 英 ・ ハ ナ フ サ 建 設 工 事 共 同 企 業 体 代 表 構 成 員 日 英 建 設 社 株 式 会 社 代 表 取 締 役 畠 山 英 己 他 の 構 成 員 株 式 会 社 ハ ナ フ サ 代 表 取 締 役 畠 山 亮 子	変更前 641,555,640 円 (消費税額等 47,522,640 円) 変更後 651,251,880 円 (消費税額等 48,240,880 円)

変更額（増）	変更する内容	変更理由
45,610,560 円 (消費税額等 3,378,560 円)	仮設材重量（ペント設備） 変更前 0 t 変更後 99 t	<p>当初、橋脚番号 23 番の支承取替工については、橋脚上に設置するジャッキアップ装置で橋を持ち上げた後に、支承を取り替える予定であった。工事着手後、コンクリートのはつり調査を実施したところ、既設橋脚の鉄筋が当初設計の構造計算で用いた竣工図の鉄筋表記より深い位置で確認されたため、橋脚がジャッキアップ装置を支持できるか再検討を行う必要が生じた。その結果、橋脚上からジャッキアップ装置で橋を持ち上げると橋脚の上部が損傷し、橋を安全に持ち上げることができないことが判明したため、別途、橋を安全に支えることができるペント設備を設置する必要が生じた。</p> <p>よって、ペント設備を設置する費用を増額変更するもの。</p>

変更額（増）	変更する内容	変更理由
9,696,240 円 (消費税額等 718,240 円)	運搬距離 変更前 12.4km 変更後 14.6km	<p>当初、盛土に使用する土砂の運搬については、搬出元の隣接工事事業者と協議の上、土砂置き場と工事現場間の最短経路で設計していた。しかし工事着手後、受注者の施工計画を踏まえて再度詳細な協議を行ったところ、土砂置き場への進入については、府道大阪和泉南線を右折進入としていたが、当該工事の運搬車両台数が相当多いため、交通安全の確保や双方の工事車両の輻輳と交通渋滞が発生しないよう左折進入することにより、その解消を図る必要が生じた。このことから運搬経路を見直すことにより、運搬距離の増加に伴い、運搬費用の増額変更を行うもの。</p>

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
53	30.8.1	金岡小学校校舎改築工事	堺市堺区永代町5丁1番10号	株式会社 綿麻建設 代表取締役 中 東 栄	変更前 1,116,533,160 円 (消費税額等 82,706,160 円) 変更後 1,121,719,341 円 (消費税額等 83,090,321 円)
49	30.7.31	金岡南小学校校舎増築外工事	堺市西区鳳中町9丁4番地26	株式会社 森工務店 代表取締役 大 森 啓 介	変更前 295,920,000 円 (消費税額等 21,920,000 円) 変更後 299,539,425 円 (消費税額等 22,188,105 円)

契約内容	契約相手方	契約金額
（以下に示す）	（以下に示す）	（以下に示す）

変更額（増）	変更する内容	変更理由
5,186,181 円 (消費税額等 384,161 円)	工事請負契約書第 24 条 3 項に規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対応するために、工事請負契約書第 24 条 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するもの。
3,619,425 円 (消費税額等 268,105 円)	工事請負契約書第 24 条 3 項に規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対応するために、工事請負契約書第 24 条 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するもの。

地区別	管内各町別	発行 冊数
<p>全堺、各町別議案の付録 として、各町別の議案の審 議経過と各町別の議案の審 議結果を掲載しております。 各町別の議案の審議経過 については、各町別の議 案の審議経過を掲載して おります。</p>	<p>議案第18号 堺市立中央図書館 新築工事の設計業務の 競争入札の公告 議案第19号 堺市立中央図書館 新築工事の設計業務の 競争入札の公告</p>	<p>18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100</p>
<p>全堺、各町別議案の付録 として、各町別の議案の審 議経過と各町別の議案の審 議結果を掲載しております。 各町別の議案の審議経過 については、各町別の議 案の審議経過を掲載して しております。</p>	<p>議案第18号 堺市立中央図書館 新築工事の設計業務の 競争入札の公告 議案第19号 堺市立中央図書館 新築工事の設計業務の 競争入札の公告</p>	<p>18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100</p>

**平成30年第3回市議会（定例会）
 付議案件綴及び同説明資料綴（その9）**

平成30年8月 発行

編集・発行 堺市財政局 財政部 財政課
 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
 Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
 1-B2-18-0087

※元号

平成31年4月30日の天皇退位、翌5月1日の新天皇即位に伴い、改元が予定されているが、新元号が定まっていないため、平成31年4月後の元号についても「平成」表記で統一している。

